

お客さま 各位

株式会社エネクスライフサービス

電気需給約款（東京電力エリア）の変更について

2019年7月1日付で以下の通り、電気需給約款の変更を実施致しますので、ご案内申し上げます。

1. 電気需給約款（東京電力エリア）の変更内容

	変更前	変更後
電気需給約款 (東京電力エリア版)	<b>第2条 用語の定義</b> 13. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。	<b>第2条 用語の定義</b> 13. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。） <b>第36条</b> 第1項に定める賦課金をいいます。
	<b>第15条 請求方法、支払期日および料金の支払い方法</b> 1. 電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり162円をお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。	<b>第15条 請求方法、支払期日および料金の支払い方法</b> 1. 電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり <b>150円（税別）</b> をお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。
	<b>第17条 保証金</b> 4. 当社は、第2項に規定する保証金の預かり期間経過後、または第26条（お客さまの申し出による解約）もしくは第28条（契約の解除および期限の利益の喪失）の規定により需給契約が終了したときは、保証金（前項に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しします。	<b>第17条 保証金</b> 4. 当社は、第2項に規定する保証金の預かり期間経過後、または <b>第27条</b> （お客さまの申し出による解約）もしくは第28条（契約の解除および期限の利益の喪失）の規定により需給契約が終了したときは、保証金（前項に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しします。

<p><b>第20条 供給の停止</b></p> <p>3. 以下のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、第17条（適正契約の保持）にもとづく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>(1) 契約電力をこえて接続供給を利用する場合  (2) 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限り。）</p>	<p><b>第20条 供給の停止</b></p> <p>3. 以下のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、<b>第18条</b>（適正契約の保持）にもとづく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>(1) 契約電力をこえて接続供給を利用する場合  (2) 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限り。）</p>
<p><b>第21条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</b></p> <p>3. 第1項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 割引率  その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 制限または中止延べ日数の計算  前号における延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算し、一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>(3) 延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上、一般送配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行われる制限または中止は、1月につき1日に限り、計算に入れません。なお、一般送配電事業者と当社との協議が整わなかった場合、一般送配電事業者のお客さまに対するお知らせは、当社に対する3日前までのお知らせとしますが、その場合は、当社がすみやかにお客さまにお知らせします。</p>	<p><b>第21条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</b></p> <p>3. 第1項各号により、<b>お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合の減額等はいりません。</b></p>

<p><b>別紙3 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第12条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置</p> <p>再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。</p> <p>なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。</p>	<p><b>別紙3 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置</p> <p>再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。</p> <p>なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。</p>
--	--

以上